

特別障害者手当における施設入所の取扱い

支給継続	資格喪失
宿泊型自立訓練施設	障害者支援施設（生活介護に限る）
共同生活援助（グループホーム）	病院又は診療所（３ヶ月以上） ※介護療養型医療施設や介護老人保健施設も含む。
小規模多機能型居宅介護事業所	障害者総合支援法に規定する療養介護を行う 病院又は障害者支援施設
特定施設入居者生活介護施設（地域密着型含む） ex）有料老人ホーム、軽費老人ホーム等	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園が設置する施設
サービス付き高齢者住宅	独立行政法人国立病院機構の設置する 医療機関等の進行性筋萎縮症者の治療等を行う施設
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	国立保養所
自動車事故対策機構療護センター	生活保護法に規定する救護施設又は更生施設
婦人保護施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム